

財務諸表への影響が大きいリース会計基準の改正 ーオンバランスされる借手の全てのリース取引ー

板津 直孝

■ 要 約 ■

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月、リース会計基準を改正した。同改正により、2027年4月1日以降開始する事業年度から、借手の全てのリース取引がオンバランスされる。資産の取得に他ならないリース取引が貸借対照表において認識されないことは、経済的実質に基づいて判断すると、投資家等に有用な情報を提供しているとは言えないからである。
2. リース会計基準の改正による影響は、不動産業、小売業、物流業など、多方面の業界に及ぶ。これまで賃貸借取引に係る方法に準じて、オフバランスであったリースについては、借手の財務諸表に大きな変化があると予想される。最も重大な財務諸表への影響は、リース取引に係る資産及び負債の増大である。日本経済新聞社による試算では、同改正により、日本の上場企業の総資産が約25兆円増加する。
3. これまで認識していなかった資産及び負債の増加は、総資産利益率（ROA）、投下資本利益率（ROIC）、自己資本比率などの財務指標や関連する経営指標に、直接的な影響を与える。
4. これまでオフバランスであったリースに重要性がある企業については、リース会計基準の改正による財務諸表への影響を事前に把握し、投資家等へ適切に情報開示する必要がある。経営指標への影響については、有価証券報告書のMD&A（経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析）において、非財務情報として開示することが重要になる。
5. 折しも金融庁が2025年3月に、全上場企業に対して「有価証券報告書の定時株主総会前提出」を要請しており、情報開示のタイミングに関する注目度が高まっていることにも留意しておく必要があろう。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・板津直孝「有価証券報告書の定時株主総会前提出をめぐる論点ー基準日の柔軟化と法定開示書類の一体開示ー」『野村資本市場クォーターリー』2025年春号。

I リース会計基準の国際的な整合性を図る日本の動向

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年9月、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」、及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、リース会計基準）を公表した。同改正により、原則として、2027年4月1日以降開始する事業年度から、借手の全てのリースについて、使用権資産及びリース負債を計上することが求められる。

同改正の目的は、リースに関する日本の会計基準を、国際的な会計基準と整合させることにある。国際的なリース会計基準の動向としては、国際会計基準審議会（IASB）が、2016年1月、国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」を公表し、同年2月には、米国財務会計基準審議会（FASB）が、会計基準コード化体系（ASC）Topic 842「リース」を公表した。

IFRS第16号及びTopic 842では、リースの借手の会計処理に関して、主に費用配分の方法が異なるものの、リース物件の引渡しによりリースの借手に支配が移転した使用権資産と、当該移転に伴うリース負債を計上する使用権モデルにより、全てのリースについて、使用権資産及びリース負債を計上することとされた。資産の取得に他ならないリースにおいて、一定期間にわたりリース資産を使用する権利とリース料を支払う義務が貸借対照表において認識されないことは、経済的実質に基づいて判断すると、投資家等に有用な情報を提供しているとは言えないからである。

リース会計基準の改正による影響は、不動産業、小売業、物流業などの多方面の業界に及ぶ。タブレット、パソコン、小規模の事務機器など、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下などである少額リースや、リース期間が12か月以内などの短期リースについては、現行基準と同様に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて費用として計上し、オフバランスすることが認められる。しかし、多店舗を展開する小売業における不動産、空運業における航空機、海運業における船舶、物流業の倉庫などの賃貸借契約は、リース料総額が多額でありリース期間が長期にわたることから、当該企業の財務諸表に大きな影響を及ぼす。

ASBJが、2019年3月より、リース会計基準の改正に向けた議論に着手した際、日本経済新聞社は、日本の上場企業約1,250社の有価証券報告書に基づき、影響額を試算した¹。有価証券報告書の注記には、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるリースについて、リース物件の取得価額相当額などが開示されている。同試算では、IFRS第16号及びTopic 842の適用企業を含めると、総資産が約25兆円増加するとされている。

ASBJは、報告企業による新たな開示対応に、一定期間を要することが予想されることから、リース会計基準の改正を公表後2年半程度経過した、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用するとした。

本稿では、財務諸表への影響が大きいリースの借手に焦点を当て、ASBJによるリース

¹ 「リース取引 資産計上へ」『日本経済新聞』2019年3月8日。

会計基準の改正について、原則的な取扱いを簡潔に整理する。その上で、先行して適用された IFRS 第 16 号を事例として取り上げ、比較的大きな影響を受けた欧州企業の年次報告書に基づき、財務諸表への影響を分析する。

Ⅱ ASBJ によるリース会計基準の改正の概要

1. リースの分類とリース会計基準の新旧対比

リースとは、リース物件を使用する権利を、一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。リースは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される（図表 1）。

図表 1 リースの分類

ファイナンス・リース	オペレーティング・リース
リース契約に定められたリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、当該契約に基づき使用するリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。	ファイナンス・リース以外のリースをいう。

（出所）企業会計基準第 34 号より野村資本市場研究所作成

改正後のリース会計基準では、リースの貸手については、一部を除き抜本的な改正が行われていないが、借手の会計処理は大きく改正されている。

現行のリース会計基準では、借手及び貸手ともに、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する。ファイナンス・リースの借手は、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされており、リース開始日に、リース物件とリースに係る債務を、リース資産及びリース負債として貸借対照表に計上する。オペレーティング・リースの借手は、原則として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて、発生時に支払リース料として費用を計上する。

これに対して改正後の借手のリース会計基準では、IFRS 第 16 号と同様に単一の会計処理モデルに基づき、リースの分類が廃止され、原則として全てのリースについて、使用权資産及びリース負債を貸借対照表に計上する。現行基準において、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて費用処理を行っていた、オペレーティング・リースの借手は、リース会計基準の改正によって、大きな影響を受けることになる。

借手は、リース負債について、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値によ

り算定する。使用権資産については、リース開始日に算定されたリース負債の計上額に、リース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務²に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除する。

一方、貸手の会計処理については、IFRS 第 16 号及び Topic 842 とともに抜本的な改正が行われていないため、リースの定義及びリースの識別などの点を除き、基本的に、現行基準である企業会計基準第 13 号の定めを踏襲し、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類に応じて会計処理を行う（図表 2）。

図表 2 リース会計基準の新旧対比

	現行のリース会計基準		改正後のリース会計基準	
借手	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース資産及びリース負債の計上)	—	売買取引に準じた会計処理 (原則として全てのリースについて、 使用権資産及びリース負債を計上)
	OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に費用計上)		
貸手	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース投資資産等の計上)	FL	売買取引に準じた会計処理 (リース投資資産等の計上)
	OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に収益計上)	OL	賃貸借取引に準じた会計処理 (発生時に収益計上)

(注) FL: ファイナンス・リース、OL: オペレーティング・リース。

(出所) 企業会計基準第 13 号及び第 34 号より野村資本市場研究所作成

2. リースの識別の判断

現行の借手のリース会計基準では、リースをオンバランスするか否かの判断は、リースの分類によっていた。改正後のリース会計基準では、借手のリースの分類が廃止されたため、契約にリースが含まれているか否かにより判断する。

リースの識別の判断に当たり、契約が「特定された資産の使用を支配する権利」を、一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含むと判断される。図表 3 の要件のいずれも満たす場合、特定された資産の使用を支配する権利が移転している。

図表 3 リースの識別の判断

権利の移転	① 特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんど全てを享受する権利を有している。
	② 特定された資産の使用を指図する権利を有している。

(出所) 企業会計基準適用指針第 33 号より野村資本市場研究所作成

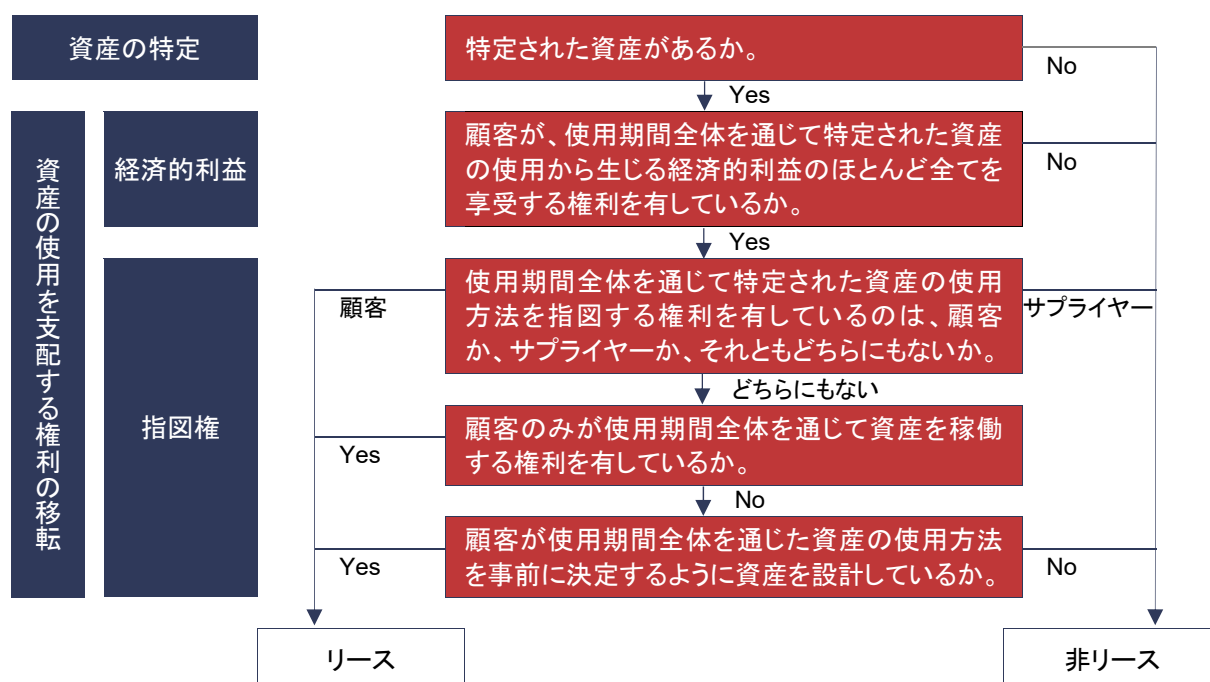
² 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの。

事務所等の不動産賃貸借契約の場合、契約で事務所等が特定され、賃借人が事務所等の使用から生じる経済的利益のほとんど全てを享受する権利を有し、かつ、事務所等の使用を指図する権利を有している場合、当該契約はリースを含む。

リースを含む契約については、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行うが、分けずに合わせてリースを構成する部分として会計処理を行うことを選択することができる。例えば、自動車のリースにおいてメンテナンス・サービスが含まれる場合、当該サービスはリースを構成しない。

具体的に契約がリースを含むか否かは、リースの識別の判断フローによる（図表 4）。

図表 4 リースの識別の判断フロー



（出所）企業会計基準適用指針第 33 号〔設例 1〕より野村資本市場研究所作成

Ⅲ 財務諸表への影響の分析：海外先行事例からの示唆

1. 先行して適用された IFRS 第 16 号の影響分析

ASBJ は、リース会計基準の改正に当たって、IFRS を任意適用して連結財務諸表を作成している日本企業が、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となるように配慮している。ASBJ は、国際的な比較可能性が大きく損なわれないように、IFRS 第 16 号の適用要件を改正後のリース会計基準に取り入れている。

したがって、同改正により生じる可能性の高い財務諸表への影響については、2019 年 1 月 1 日より発効した、IFRS 第 16 号の影響分析が参考になる。IASB は、2016 年 1 月、IFRS

第 16 号の影響を主として借手の観点から分析した文書を公表した³。同影響分析は、年次報告書において、オフバランスのリースを開示している上場企業 14,000 社のうち、オフバランスのリースの現在価値の合計額が、80%以上を占めている 1,145 社から、銀行及び保険会社を除外した、1,022 社の開示情報に基づいている。

IFRS 第 16 号の最も重大な財務諸表への影響は、リース取引に係る資産及び負債の増大である。したがって、重要性のあるオフバランスのリースを有する企業については、資産及び負債から算出される主要な財務指標に変化が生じることになる。

IASB による影響分析では、IFRS 第 16 号によって、オンバランスとなるリース負債の総資産に占める割合は、一部の業界で顕著に影響が大きいとしている（図表 5）。

図表 5 オンバランスとなるリース負債の総資産に占める割合

業種	割合	業種	割合	業種	割合
航空	22.7%	電気通信	6.1%	情報技術	3.0%
小売	21.4%	エネルギー	5.5%	医療	2.9%
旅行・レジャー	20.7%	メディア	5.5%		
運輸	11.6%	卸売	4.3%		

（出所）IASB, “IFRS 16 Leases, Effect Analysis,” January 13, 2016 より野村資本市場研究所作成

財務レバレッジ（長期金融負債の自己資本に対する比率）への影響は、多額のオフバランスのリースを有している業界において最も大きい（図表 6）。

図表 6 財務レバレッジへの影響

業種	改正前比率		改正後比率	業種	改正前比率		改正後比率
航空	123%	➡	251%	エネルギー	42%	➡	54%
小売	48%	➡	103%	メディア	102%	➡	119%
旅行・レジャー	118%	➡	191%	卸売	91%	➡	104%
運輸	54%	➡	84%	情報技術	31%	➡	37%
電気通信	79%	➡	96%	医療	58%	➡	65%

（出所）IASB, “IFRS 16 Leases, Effect Analysis,” January 13, 2016 より野村資本市場研究所作成

なお、IASB は、財務レバレッジへの影響は、すでに金融機関による融資において考慮されていることが多いため、将来の債務特約条項の契約条件に影響を及ぼす可能性はありうるものの、リース取引の実態に変化がない限り、債務特約条項への影響は限定的であるとしている。

また、IASB は、リースの借手としての金融機関について、規制上の自己資本への影響の可能性を分析した。IASB は、欧州の銀行 20 行のサンプル検証に基づき、IFRS 第 16 号

³ IASB, “IFRS 16 Leases, Effect Analysis,” January 13, 2016.

は、大半の金融機関の規制上の自己資本に大きな影響を与えないとした。サンプル検証に基づく自己資本の減少は、サンプルに含まれていた全ての銀行については、0.5%未満であり、サンプルのほぼ半数については、0.2%未満であった。

続いて、IFRS 第 16 号の適用により、比較的大きな影響を受けた欧州企業をとりあげ、年次報告書に基づき、財務諸表への具体的な影響を分析する。

2. ドイツの郵便・物流大手の事例

ドイツの郵便・物流大手である DHL グループ⁴は、物流拠点などの不動産の賃貸借契約や、空輸手段である航空機などのリース取引が多く、IFRS 第 16 号の適用により、財務諸表に大きな影響を受けた。同リース取引の多くがそれまでオペレーティング・リースとして分類され、リース料総額が多額でリース物件数も多かったところ、IFRS 第 16 号の適用により、原則として全ての借手としてのリースがオンバランスされたことによる。

DHL グループは、IFRS 第 16 号を早期適用し、2018 年度において期首残高を調整した。同グループは、2018 年 1 月 1 日付けで、91 億ユーロの使用権資産及び 92 億ユーロのリース負債を、連結貸借対照表において認識した（図表 7）。

図表 7 IFRS 第 16 号の早期適用による期首残高調整

単位：百万ユーロ

	有形固定資産				リース負債
	土地及び建物	航空機	輸送設備等	合計	
2017 年度期末	2,399	1,381	5,002	8,782	181
期首残高調整	7,418	1,000	675	9,093	9,235
2018 年度期首	9,817	2,381	5,677	17,875	9,416

（出所）Deutsche Post DHL Group, “2018 Annual Report,” March 7, 2019 より野村資本市場研究所作成

2018 年度期首に残高調整により認識した使用権資産 9,093 百万ユーロは、土地及び建物 7,418 百万ユーロ、航空機 1,000 百万ユーロ、輸送設備 543 百万ユーロ、情報通信機器及び機械 128 百万ユーロなどで構成される。なお、2017 年度期末の有形固定資産及びリース負債には、ファイナンス・リースに係るリース資産 169 百万ユーロ及びリース負債 181 百万ユーロがそれぞれ含まれている。

上記の使用権資産の認識により、2018 年度期首総資産は、2017 年度期末総資産 38,672 百万ユーロに対して 24%増加した。また、リース負債の認識により、2018 年度期首負債合計は、2017 年度末負債合計 25,769 百万ユーロに対して 36%増加した。

なお、IFRS 第 16 号の適用は、資本にほとんど影響を与えていない。利益剰余金は、2017 年度末 9,084 百万ユーロから、2018 年度期首 9,034 百万円への期首残高調整に留まっ

⁴ ドイツポスト DHL グループは、2023 年 7 月、社名を DHL グループに変更している。

ている⁵。これまで賃貸借取引に準じて会計処理されていた、オペレーティング・リースの費用は、使用権資産に係る減価償却費と、リース負債に係る金利費用に置き換わる。減価償却は、通常は均等である。金利費用は、リース料が支払われるにつれてリースの存続期間にわたり減少するが、リースのポートフォリオが定常的に推移していて、リースが期間満了となり、新規のリースが追加されている場合には、IFRS 第 16 号の適用が各事業年度の利益剰余金に与える影響は、比較的小さい。

DHL グループは、上記の財務諸表への影響を受けて、収益性、リソースの有効利用、流動性の維持を目的として、経営の意思決定において採用している経営指標への影響を開示した。同経営指標は、DHL グループが定めた計算方法により算出され、営業活動による利益（Earnings Before Interest and Taxes、以下 EBIT）、資産の利用に伴う資本コスト控除後の EBIT（EBIT after Asset Charge、以下 EAC）、フリーキャッシュフロー（Free cash flow、以下 FCF）から構成されている（図表 8）。

図表 8 DHL グループが採用する経営指標

EBIT	事業部門の収益性は、EBIT として測定される。EBIT は、収益及びその他の営業収益から、材料費、人件費、減価償却費、償却費、減損損失、その他の営業費用を差し引き、持分法で会計処理された投資からの純利益を加算して計算される。
EAC	リソースの有効利用は、EAC として測定される。EAC は、EBIT から資産の利用に伴う資本コストを差し引いて計算される。
FCF	流動性は、FCF として測定される。FCF は、営業キャッシュフローに、資本的支出、リース、買収や売却からのキャッシュフロー及び純支払利息を加減算して計算される。

（出所）Deutsche Post DHL Group, “2018 Annual Report,” March 7, 2019 より野村資本市場研究所作成

IFRS 第 16 号の適用による EBIT 及び EAC への影響は、主に、使用権資産の新たな認識による。2018 年度の EBIT は、使用権資産に係る減価償却費、償却費、及び減損損失などにより、18 億ユーロ減少した。EAC は、使用権資産の利用に伴う資本コストが差し引かれたことにより、EBIT に比べて大幅に減少した（図表 9）。

図表 9 IFRS 第 16 号の適用による EAC の大幅な減少

単位：百万ユーロ

	2017 年度	2018 年度	増減
EBIT	3,741	3,162	-15.5%
－ 資本コストの控除	-1,566	-2,446	-56.2%
= EAC	2,175	716	-67.1%

（出所）Deutsche Post DHL Group, “2018 Annual Report,” March 7, 2019 より野村資本市場研究所作成

⁵ 期首残高調整の-50 百万ユーロの内訳は、IFRS 第 16 号の適用による+5 百万ユーロ、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用による-42 百万ユーロ、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用による-13 百万ユーロである。

IV 重要性があるオフバランスのリースの財務諸表への影響

先行して適用された、IFRS 第16号によるリースの借手への影響を踏まえると、ASBJによるリース会計基準の改正は、同様に、オフバランスのリースに重要性がある企業の財務諸表に大きな影響を及ぼすことが予想される。

これまでファイナンス・リースに分類されていたリースについては、企業の財務諸表に大きな変化はないと考えられる。一方、オペレーティング・リースに分類されていたリースについては、借手の財務諸表に大きな影響を与えると予想される。リースの借手としての企業は、リース会計基準の改正による、財務諸表への一般的な影響を踏まえ、2027年4月1日以降開始する事業年度からの適用に向けた対応が求められる。

1. 貸借対照表の注目点

ASBJによるリース会計基準の改正は、これまでオフバランスであったリースに重要性がある企業については、使用権資産及びリース負債の増加を生じさせる（図表10）。

使用権資産の帳簿価額は、通常はリース負債の帳簿価額よりも早く減少することになる。使用権資産に係る減価償却費は、通常は定額法により均等である。一方で、リース負債に係る金利費用は、利息法により、リース負債残高が大きいリース期間の初期段階では相対的に多額となる。これにより、リースのポートフォリオが定常的に推移しない限り、リース期間の前半ほど自己資本の減少が大きくなる。

したがって、リース期間の前半における減価償却費と金利費用の合計額は、一般的には、現行基準の賃貸借取引に準じた会計処理による、定額の支払リース料と比較して高くなる。その一方で、リース期間の後半には、その逆になる。

なお、使用権資産は減損会計の適用対象になるため、減損の兆候がある場合には、上述した欧州企業の事例と同様に、減損損失の認識の判定によっては、使用権資産及び自己資本に大きな影響を与える可能性がある。

図表10 貸借対照表への影響



（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

2. 損益計算書の注目点

損益計算書については、貸借対照表に対する大きな影響と比較すると、リース会計基準の改正による全体的な影響は、一般的に小さいと予想される。

個別の開示項目では、支払リース料が減価償却費と支払利息に置き換わることから、一般的に営業利益及び支払前・税引前・減価償却前利益（EBITDA）が増加する（図表11）。

これまで、販売費及び一般管理費として一括表示されていた支払リース料の一部が、支払利息に振り替えられることで、営業利益が増加し、支払利息及び減価償却費を含まない EBITDA は、増加する。

なお、税引前利益に与える影響は、前述した自己資本への影響と同様に、リースのポートフォリオが定常的に推移しない限り、リース期間の前半ほど税引前利益の減少が大きく、リース期間の後半には、その逆になる。

図表 11 損益計算書への影響



(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

3. キャッシュフロー計算書の注目点

リース会計基準の改正は、キャッシュフロー計算書にも影響を与える。改正後は、営業キャッシュ・アウトフローを減少させ、それに対応する金額は、財務キャッシュ・アウトフローとして生じる（図表 12）。

現行基準では、オペレーティング・リースの支払額は、営業キャッシュフローとして表示される。改正後は、リース負債の返済額が財務キャッシュフローに含まれ、利息の支払額のみが営業キャッシュフローとして表示される。なお、リース取引に係るキャッシュ・アウトフローは契約に基づくことから、リース会計基準の改正前後において、キャッシュフロー合計に対する影響はない。

図表 12 キャッシュフロー計算書への影響



(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

4. 財務諸表を基礎とした指標への影響

企業が採用している経営指標の多くは、財務諸表で認識されている金額を基礎としている。経営指標に対するリース会計基準の影響は、さまざまである。一部の経営指標は、リース会計基準の改正により改善するが、他の経営指標は異なった影響を受ける場合がある。また、投資家が投資の意思決定において重視する財務指標も、リース会計基準の影響を受ける場合がある。

これまで認識していなかった資産及び負債の増加は、総資産利益率（ROA）、投下資本利益率（ROIC）、自己資本比率などの指標に、直接的な影響を与える。例えば、ROA は、企業が保有する資産を、どれだけ効率的に活用して利益を生み出しているかを示す。

使用権資産の新たな認識により、総資産が増加する一方で、総資産の増加に相当する利益変動がなければ、ROA は低下する。ROIC は、投下資本に対して、どれだけ効率的に利益を獲得しているかを示す。ROIC も同様に、投下資本が増加する一方で、投下資本の増加に相当する利益変動がなければ低下する。

自己資本利益率（ROE）などの利益を基礎とする指標への影響については、資産及び負債の増加による影響と比較すると、一般的に小さいと予想される。ROE は、企業が自己資本に対して、どれだけ利益を生み出しているかを示す。ROE への影響は、利益に対する影響に応じて決まるが、利益への影響は、前述のとおり、リースのポートフォリオに左右される。ただし、リースのポートフォリオによる利益の変動は、一般的に、ROE に直接的な影響を与えるほど大きくはないと予想される。

5. 投資家や債権者に対する適切な情報開示

リース会計基準の改正は、基本的に借手の全てのリースについて、資産及び負債を認識することで、企業の財政状態のより忠実な表現と、企業の財務レバレッジ、及び使用資本に関する透明性の増大を提供する。これにより、投資家及び金融機関等の債権者が、企業の財政状態などを、より適切に評価できるようになる。

リース会計基準の改正は、リース取引の法的形式は賃貸借のままで実態に変化はないが、その経済的実質が借手の資産購入とみなすことができるリース契約については、売買処理することを原則としている。国際的なリース会計基準の動向が、法的形式より経済的実質を優先した結果であると言える。

リース会計基準の改正後は、リース取引に関する開示要件が大幅に拡充される。特に、リースに関する注記事項の充実が図られ、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが報告企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに与える影響を、投資家等が評価するための基礎となる情報として開示することが求められる。

これまでオフバランスであったリースに重要性がある企業においては、リース取引の法的形式に変わりがなくても、リース会計基準の改正による財務諸表への影響を事前に把握し、投資家や債権者へ、適切に情報開示を通じて説明をする必要がある。経営指標への影響については、有価証券報告書の MD&A（経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析）において、非財務情報として開示することが重要になる。

折しも金融庁が 2025 年 3 月、日本の全上場企業に対して、有価証券報告書を定時株主総会の開催日より前に提出するように要請した。金融庁は、欧米諸国の状況も踏まえ、有価証券報告書を定時株主総会の 3 週間以上前に行うことが最も望ましいとしているが、現時点では報告企業の開示負担を考慮して、まずは、有価証券報告書を、定時株主総会の前日ないしは数日前に提出することを要請した⁶。日本の上場企業の多くは、定時株主総

⁶ 金融庁「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」2028 年 3 月 28 日。

会後に有価証券報告書を財務局長へ提出しているが⁷、情報開示のタイミングに関する注目度が高まっていると言える。報告企業は、リース会計基準の改正による財務諸表への影響を適切に情報開示することに加えて、このような動向にも留意することが重要であろう。

⁷ 板津直孝「有価証券報告書の定時株主総会前提出をめぐる論点―基準日の柔軟化と法定開示書類の一体開示―」『野村資本市場クォーターリー』2025年春号を参照。